

令和2年2月25日招集

第2回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和元年第2回狹山市農業委員会総会

令和2年2月25日(月曜日) 開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 生産緑地の斡旋について
 - (2) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (3) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	小谷野義則	松村享子	

(本日の欠席推進委員 1名)

平本洋章

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主幹 松尾直人	主査 増島知子
---------	---------	---------

事務局 定時になりましたので、これより第2回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 生産緑地の斡旋について（依頼）
- ・資料4 農地法第3、4、5条の規定による届出について
- ・資料5 農業委員会新年会会計報告

なお、女性委員・推進委員には、「資料6 女性農業委員・推進委員研修会についてのアンケート調査の実施について」を配付しています。

宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第2回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 （会長の挨拶）

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

議 事

議長 只今から、第2回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号13番 田口委員と14番 小口委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。

- 議 長 各地区推進委員の活動報告並びに農用地利用集積計画（案）について説明を求めます。
- 粕谷委員 草はさほどありませんでした。利用権設定については、借受人は後継者となる俵さんが里芋の増産に関わり、面積を広げたいと思っています。問題はありません。
- 議 長 次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。
- 仲川委員 2人の方とお話をしました。2月初旬に北入曽に住む農業者の方から、農地を貸したいという話がありました。農地は水野地区で、全部で4町歩くらいあります。ねぎを作っている人に借りてもらう交渉をしていて、話を進めています。また、南入曽のお茶農家の方で、宮岡職務代理の畑の目の前の畑の方で今後農地をどうするかとの相談がありました。
- 宮岡委員 今、仲川委員からお話ありました件、緑内障で車の運転ができず、農作業ができないという観点から、農地を貸す方向で、ねぎをやっている方に話を進めています。また、ぶどうを育てている方の脇の畑が何年も草の畑になっていて、きれいにしてから借りたいという方がいます。決まり次第またご報告いたします。
- 議 長 続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。
- 山下委員 個人で所有している農道が草になっている状況が見受けられます。
- 議 長 続いて、堀兼地区小澤推進委員に報告願います。
- 小澤委員 堀上地区を回りました。夏から草畑にしている家に声がけをしました。1箇所管理の悪い畑がありましたので、見ていきたいと思っています。
- 議 長 次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。
- 小谷野委員 3反5畝の草畑だった所が急にきれいになり、見回った甲斐があったと思いました。
- 議 長 次に松村推進委員、お願いします。
- 松村委員 笹井地区は、有機農法でがんばると言っていた方の茶畑をまわりました、きれいになっていたので声がけした甲斐があったと思いました。盛土に茅が生えていた畑は、集めて燃やしてありました。
- 議 長 次に渡邊推進委員、お願いします。
- 渡邊委員 加佐志と青柳の一部で、2年越しできれいになった所が2箇所出ました。
- 議 長 次に、お手元の資料にあります、農地利用集積計画について、2番から5番は事務局より説明を求めます。
- 事務局 2番ですが、所有権移転となっております。利用権の設定を受ける者につきましては、平成28年の10月4日に認定農業者になっています。
- 3番につきましても、同じ方が設定を受けるものですが、こちらは新規で賃貸借権の設定となっております。
- 4番につきましては、所有権移転で、利用権の設定を受ける者につきましては、平成30年の9月10日に認定農業者になっています。

事務局 5番につきましては、JAが新規に就農する方の実験圃場という形で借り上げることになっています。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。

(質疑なし)

無いようですので、活動報告と利用権設定については、承認いただいたものいたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字北流117番1、地目は畑、地積は411㎡です。現在は露地野菜の作付けとなっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市北入曾に居住する農業者で、総耕作面積は、13,539㎡です。

その内訳としましては、所有面積で畑が13,539㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに 該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市堀兼字広野420番2、地目は畑、地積は489㎡です。現在

宮岡委員 は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市北入曾に居住する農業者で、総耕作面積は、12,507㎡です。

その内訳としましては、所有面積で畑が12,507㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

落合委員 これは、先ほどの利用権設定と出し手は同じ方ですが、片方は農地法3条、もう一方は基盤強化法の利用権設定と違うというのは、対象地が市街地とか農振地域の差なのでしょうか？

事務局 認定農業者でないと利用権設定は受けられません。そうでない方が農地の売買をすると3条でしかできないということです。

議長 利用権設定で所有権移転をする場合の税制上の特例措置について説明してください。

事務局 利用権設定で所有権移転をしますと、800万円の控除があります。

議長 800万円までは無税でできるということですね。

宮岡委員 整理番号2番の方ですが、認定農業者になっておりませんので、今回は3条に該当します。

事務局 運営委員会の時に、農道の部分に畦畔茶がはみ出しているという件がありましたので、許可証を渡す時に畦畔茶の管理をしてくださいとお話しします。そのことを皆様にもご報告いたします。

議長 質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

荒井委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中平野1448番の19、地目は畑、地積は合計317㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。申請者は、所沢市に移住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小林委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中平野1448番の20、地目は畑、地積は合計243㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

小林委員 上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし

・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市で建築の事業を行なっている法人です。転用目的は、ごみの収集所敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字入間野989の2、地目は畑、地積は合計364㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

上水道 あり 下水道 なし ガス管 あり

・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適

- 宮岡委員
- ・緊急性は 適
 - ・周辺農地への影響は なし
 - ・代替性は 適
 - ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

- 議長
- 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、協議・報告事項に移ります。
はじめに生産緑地の斡旋について、事務局の説明を求めます。

- 事務局
- (資料3 生産緑地の斡旋について)
都市計画課より生産緑地の買取りについて、斡旋依頼がありました。もし希望者がいれば、3月の総会までに事務局へ連絡ください。

- 議長
- 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑等、無いようですので、次に農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、事務局から説明を求めます。

- 事務局
- (資料4、農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について)
農地法第3条の届出は2件。田が1.81㎡、畑は5563㎡、合計7筆5564.81㎡。
農地法第4条の届出は3件。全て畑、667.30㎡、合計8筆。
農地法第5条届出は6件。田が402㎡、畑は58,212㎡、合計64筆58,614㎡。
整理番号4～6番につきましては上広瀬西久保地区土地区画整理事業の工業団地の拡幅の関係の事業になります。

- 議長
- 説明が終わりました。質疑を受け付けます。
- 事務局
- 土地区画整理事業の関係でお知らせします。
通常市街化では目的実現性は問わないが、事務局では届出後は地目変更して、農地法から切り離すように指導しています。
この件は、地主から開発業者に移っていて、本来なら地目変更するように指導

事務局 するところですが、土地区画整理事業の地内については、登記が一旦凍結されてしまいます。権利を変えることはできるが、登記簿の表示、地番や面積や地目については変更ができないことになっています。

ですから今回、やむを得ずもう一度届出を受理する流れになりました。

久保田委員 これは柏原の農地開発とはちょっと違うのですか？

事務局 今回の開発は広瀬分が出ているだけで、柏原は別の会社が受け人になっていたと思います。その受け人が別の会社に売りたい時は、今回と同じような手続きが必要になります。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようです。

その他事務局からは何かありますか。

事務局 (資料5 農業委員会新年会会計報告)

1月27日(月)に開催した懇親会の会計報告です。

(資料6 女性農業委員・推進委員研修会についてのアンケート調査の実施について)

女性農業委員・推進委員に本日アンケート回答を依頼いたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、これをもちまして、第2回狭山市農業委員会総会を終了します。

なお、15分の休憩をはさみまして、服務規律についての研修を行います。
ご協力ありがとうございました。